

## 【緊急！】消費者トラブル注意報 第87号

## SNS広告の「お得」な健康食品などを購入する前に…

「お得」な価格の健康食品や化粧品を「初回のみ」のつもりで申し込んだものの、「定期購入」となっており、解約したいという相談が増えています。**通信販売（インターネット通販など）には、クーリング・オフは適用されません。**事前に契約内容や解約条件をしっかりと確認しましょう。

## □事例

SNSに「お得」な価格の健康食品（化粧品）の広告が表示されたため、「初回のみ」のつもりでインターネット通販により申し込んだ。商品が届いて初めて定期購入になっていることに気づき、高額の代金を請求された。申込み時には「定期購入」である旨の表示は気づかなかった。2回目以降分を解約するために事業者に電話したが、応じてもらえない。

## □消費者へのアドバイス

## ①購入前に契約内容をしっかりと確認しましょう

通信販売にはクーリング・オフ制度はありません。購入前に契約内容や解約条件を確認しましょう。契約内容や解約条件（定期購入である旨や定期購入期間中は解約できない旨など）の文字が小さいなど、消費者にとって認識しづらい表示になっていることもあるため、契約内容や解約条件がはっきりしない場合は契約しないようにしましょう。

## ②安易な契約には気を付けましょう

「定期購入とは知らなかった。商品が気に入らない。効果がない。」などの理由で一方的に解約はできません。契約は簡単にできますが、解約には非常に労力を伴ううえ、必ず解約できるとは限りません。

## ③記録は残しておきましょう

契約する場合は申込みの最終確認画面を印刷したり、スクリーンショットを取るなど記録しておきましょう。また、事業者が電話が繋がらず、解約期間を過ぎてしまうケースもあります。事業者と連絡をした証拠として、電話・ファックス・メールなどの記録は残しておきましょう。

※お困りの際には、県や市町村の消費生活センター・消費生活相談窓口にご相談ください。

■熊本県消費生活センター 相談電話 096-383-0999

（相談受付時間：平日の午前9時から午後5時まで）